

諸外国における食品容器・包装規制 に関する調査および解説

(ASEAN: タイ、インドネシア、ベトナム、シ
ンガポール、フィリピン、マレーシア、インド、
オーストラリア、ニュージーランド)

(2025.12.26)

(一財)化学研究評価機構 (JCII)
食品接触材料安全センター

基本構成

はじめに(p.3~20)

ASEANの食品接触材料規制(p.21~66)

インドの食品接触材料規制(p.67~77)

オーストラリア・ニュージーランドの食品接触
材料規制(p.78~93)

参考資料とまとめ(p.94~101)

本資料はASEANの法制度を中心に整理する

はじめに

食品接触材料の適合性

あらゆる食品は包装材料(食品接触材料)とともに移動する。その食品接触材料が、

- 国の食品衛生規制に適合し、かつ、
- 国の環境規制に適合しているとき、

その国の市場に上市できる。



食品衛生問題の手引き

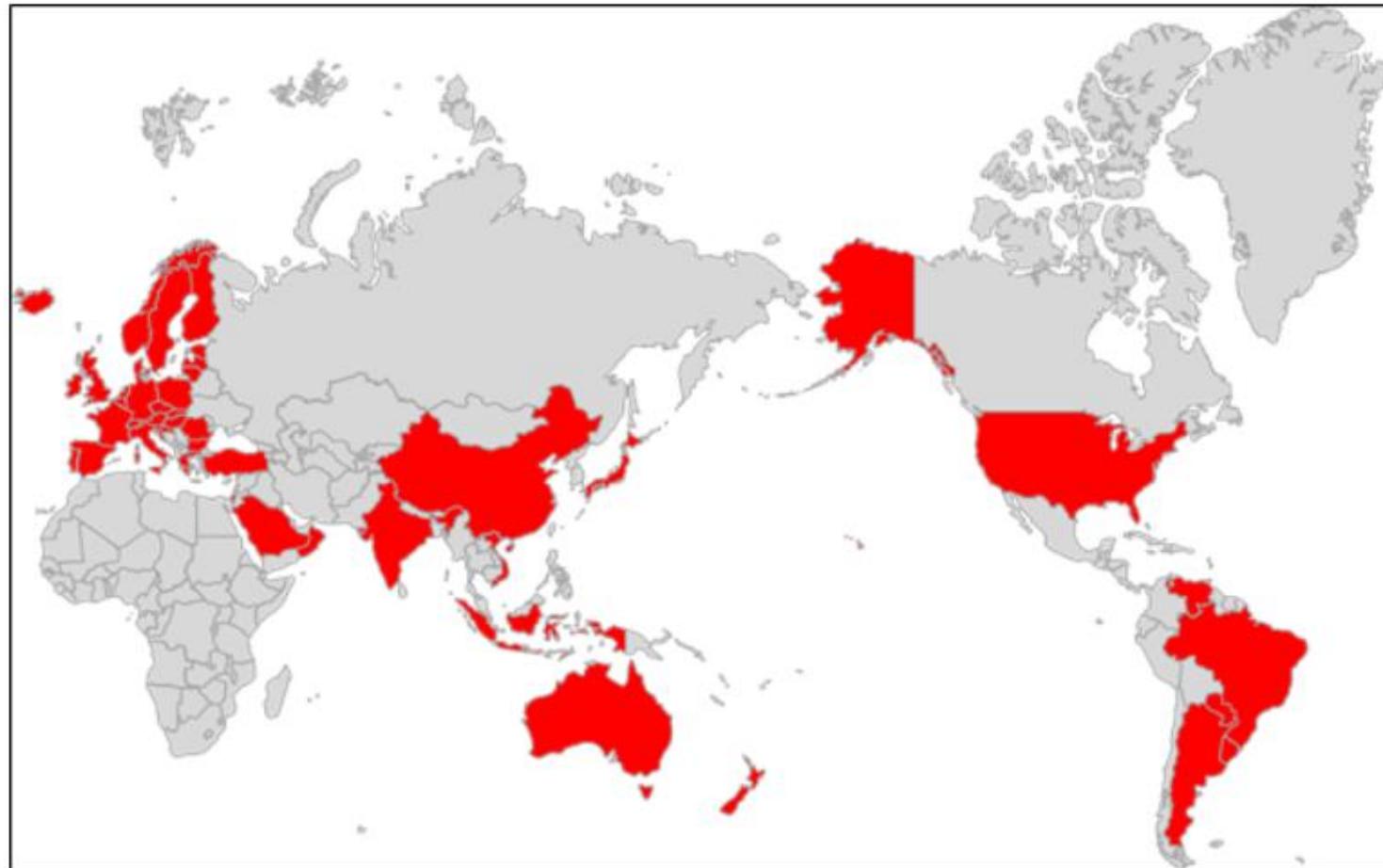
- ・ 食品接触材料の代表であるプラスチック材料は樹脂と添加剤で成形される。
- ・ プラスチックを構成する樹脂と添加剤が、各国の規格基準(ポジティブリスト)に掲載されていることが必要。
- ・ またその材料は、使用される食品に接触したとき、個々に示された要件に適合していることが必要。

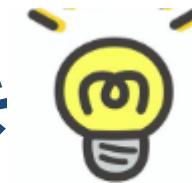
ポジティブリスト(PL)とネガティブリスト(NL)

- ・ 食品包装材料は各種あるが、使用実態から、また材料開発が盛んなことからプラスチックが特に注目されている。
- ・ 原材料である樹脂と添加剤については、これまで使用が禁止された或いは何らかの制限を付した物質をリストすることが行われており、NL制度と称することができる。一方上市に先立ちリスク評価などを経て使用が認可された或いは推奨された物質に基づくPL制度がある。

| PL制度 | NL制度 |
|--|---|
| 米国、欧州28ヶ国、欧州経済領域(EEA)(アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェイ)、スイス、トルコ、イスラエル(但し欧米規制をリファー)、インド、日本、中国、ASEANの2ヶ国(インドネシア、ベトナム)、湾岸協力会議(GCC)加盟6ヶ国、南米共同市場(MERCOSUR)加盟5ヶ国、オーストラリア、ニュージーランド(但し欧米規制をリファー)など | カナダ、ロシア、韓国、台湾、ASEANの8ヶ国(タイ、カンボジア、シンガポール、フィリピン、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、ラオス)など |

ポジティブリスト(PL)とネガティブリスト(NL)





食品衛生問題の手引き

- 輸出食品に使用する食品接触材料の材料選択の基本はつぎのようになる。
- 包装材料に使用される添加剤は接触する食品とその使用条件によって食品に移行する量が変化する。そのため、特に、**使用温度と使用時間、水性ならpH(酸性か、中性か、アルカリ性か)、またアルコール性か、油性か**などに留意して選定する。
- 更に関連の事業者と相談し、食品の賞味期限に影響する**水蒸気透過性、ガスバリヤー性(酸素透過性など)、遮光性**などを考慮し、使用できるプラスチックとその材料構成を絞り込む。

! 早見表: 主なプラスチックの特徴と用途

(日本プラスチック工業連盟資料より)

酸、アルカリ、アルコールに対するプラスチックの安定性

| | | JIS略語 | 樹脂名 | 常用耐熱温度(℃) | 酸に対して | アルカリに対して | アルコールに対して | | 食用油に対して |
|--------------|------|--------------------------|-------------|------------------|------------------|------------------------|-----------|--|---------|
| 汎用 プラスチック | PE | ポリエチレン | 低密度ポリエチレン | 70~90 | 良 | 良 | 良 | | 良 |
| | | | 高密度ポリエチレン | 90~110 | 良 | 良 | 良 | | 良 |
| | EVAC | EVA樹脂 | 70~90 | 多少おかされる ものもある | 多少おかされる ものもある | 良 | | | 良 |
| | | | 100~140 | 良 | 良 | 良 | | | 良 |
| | PVC | 塩化ビニル樹脂(ポリ塩化ビニル) | 60~80 | 良 | 良 | 良 | | | 良 |
| | PS | ポリスチレン (スチロール樹脂) | 70~90 | 良 | 良 | 長時間入れておくと 内容物の味が変わる | | 樹脂類に含まれるテンペル 油や、エゴマ油等の一部の 油脂に侵されることがある | |
| | | | 70~90 | 良 | 良 | 長時間入れておくと 内容物の味が変わる | | 樹脂類に含まれるテンペル 油や、エゴマ油等の一部の 油脂に侵されることがある | |
| | SAN | AS樹脂 | 80~100 | 良 | 良 | くり返し使用すると 不透明となる | | | 良 |
| | ABS | ABS樹脂 | 70~100 | 良 | 良 | 長時間で膨潤する | | | 良 |
| | PET | ポリエチレンテレフタレート (PET樹脂) | 延伸フィルム ~200 | 良 | 良 (強アルカリを除く) | 良 | | 良 | |
| | | | 無延伸シート ~60 | | | | | | |
| | | | 耐熱ボトル ~85 | | | | | | |
| | PMMA | メタクリル樹脂(アクリル樹脂) | 70~90 | 良 | 良 | 僅かに内容物に異臭を生じる | | | 良 |
| | PVAL | ポリビニルアルコール | 40~80 | 軟化又は溶解 | 軟化又は溶解 | 低ケン化は溶解 | | | 良 |
| | PVDC | 塩化ビニリデン樹脂 (ポリ塩化ビニリデン) | 130~150 | 良 | 良 | 良 | | | 良 |

! 早見表：主なプラスチックの特徴と用途

(日本プラスチック工業連盟資料より)

酸、アルカリ、アルコールに対するプラスチックの安定性

| | JIS 路線 | 樹脂名 | 常用耐熱温度(℃) | 酸に対して | アルカリに対して | アルコールに対して | | 食用油に対して |
|----------------|--------|----------------------|-----------|--------------|-------------------|-----------|--|---------|
| エンジニアリングプラスチック | PC | ポリカーボネート | 120~130 | 良 | 多少おかされるものもある(洗剤等) | 良 | | 良 |
| | PA | ポリアミド(ナイロン) | 80~140 | 多少おかされるものもある | 良 | 浸透のおそれあり | | 良 |
| | POM | アセタール樹脂(ポリアセタール) | 80~120 | おかされるものもある | 良 | 良 | | 良 |
| | PBT | ポリブチレンテレフタレート(PBT樹脂) | 60~140 | 良 | 良 | 良 | | 良 |
| | PTFE | ふつ素樹脂 | 260 | 良 | 良 | 良 | | 良 |
| 熱硬化性樹脂 | PF | フェノール樹脂 | 150 | 良 | 良 | 良 | | 良 |
| | MF | メラミン樹脂 | 110~130 | 良 | 良 | 良 | | 良 |
| | UF | ユリア樹脂 | 90 | 不变又はわずかに変化 | わずかに変化する | 良 | | 良 |
| | PUR | ポリウレタン | 90~130 | 多少おかされる | 多少おかされる | 良 | | 良 |
| | EP | エポキシ樹脂 | 150~200 | 良 | 良 | 良 | | 良 |
| | UP | 不饱和ポリエスチル樹脂 | 130~150 | 良 | 良 | 良 | | 良 |

これらプラスチックの特徴から用途を絞り込むことができる。

https://www.jpif.gr.jp/learn/pamphlet/doc/pamphlet_hello-plastic.pdf

食品接触材料の安全性

使用する食品接触材料の安全性は、毒物学により次を確認することで実証される：

耐容一日摂取量(TDI) > 推定一日摂取量(EDI)

TDI：使用する物質の安全性が確認できる限度量

EDI：使用する条件により、ひとがその物質にばく露する量

ASEANのタイ・インドネシアで運用されている。

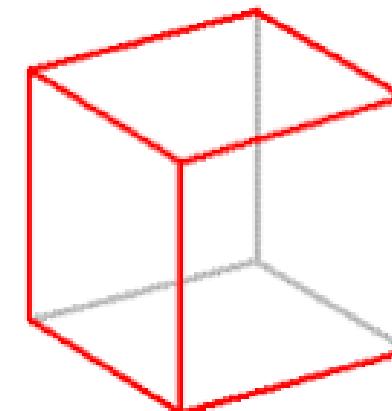
リスク管理指標：総移行量制限(OML)

OMLは食品へ移行する不揮発性物質の総量を規制する

- EU CUBE(1辺10cmの立方体、比表面積 $(S/V)=6\text{dm}^2/\text{L}$)において、総移行量制限(OML) $=10\text{mg}/\text{dm}^2$ 接触面積(60mg/kg-食品)

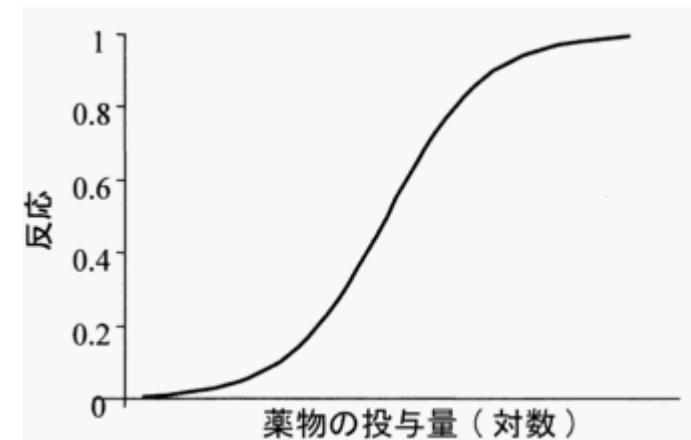
10cm立方体を標準系とする。この立方体の中に食品1kgがあり、6つの面に包装材料 6dm^2 が接觸している。包装材料から食品に原材料が移行するとき、その総量は $10\text{mg}/\text{dm}^2$ を超えてはならない。

タイ・インドネシアで運用されている。



リスク評価指標：特定移行量制限(SML)

- 添加剤において用量-反応曲線より無影響量NOEL(mg/kg-体重/日)を得る。NOELを不確実係数(UF)で除し、TDI(mg/kg-体重/日)を得る。
- 体重60kgの成人の食事3kg/日において、プラスチックに接触する食品を1kg/日と見なす。これよりTDIに対応した特定移行量制限(SML)を導出する: $SML(\text{mg/kg-食事}) = TDI(\text{mg/kg-体重/日}) \times 60(\text{kg-体重}) / 1(\text{kg-食事/日})$ 。ここから化学物質の安全上許容される食事中濃度が明らかになる。
- SMLは毒性学を基本とし、理解しやすいことから、事実上世界標準となりつつある。
タイ・インドネシアで運用されている。



移行量を確認する手段

- ・ 食品に移行した微量の原材料を評価するのは現実的データであるが分析の技術的難度が高い。
- ・ 一方、食品を代替する疑似溶媒による評価は技術的に実施しやすいが、データが過大評価となる。

| 手段 | データ | 技術 |
|-------------|-------|--------|
| 食品への移行量評価 | 現実な評価 | 難度が高い |
| 疑似溶媒への移行量評価 | 過大評価 | 実施しやすい |

SMLが設定された添加剤の使用法の適合性を判断するために、疑似溶媒により得られたデータを基に行われることが一般的である

摂取量と毒性情報

食品衛生は個々の添加剤ごとに規定される特定移行量制限(SML)によってより厳密に管理される。SMLの設定には食事中濃度により決定される毒性情報を取得する必要がある。

- ・ 溶出濃度(mg/kg)=各疑似溶媒における最大溶出量
- ・ 推定摂取量(mg/人/日)=溶出濃度(mg/kg) × 1(kg/人/日)

| 食事中濃度 | 毒性情報 |
|------------|---|
| ≤50ppb | 3種の変異原性試験 |
| 50ppb～5ppm | 上記+90日経口亜慢性毒性試験+体内蓄積性データ |
| >5ppm | 吸収・分布・代謝・排泄試験、1種の生殖試験及び2種の発生毒性試験+2種の長期毒性／発がん性試験 |

食品接触材料分野では、食事中濃度に従って、原材料の安全性評価に求められる毒性情報に勾配をつけているのが特徴。

食品を代替する疑似溶媒 (インドネシア医薬品食品管理局規則)

全ての食品を食品分類A～Eのどこかに帰属させ対応する疑似溶媒を決定する。

| 食品分類 | 疑似溶媒 |
|-----------------------------|-----------------------|
| A.水性食品 | 10v/v%エタノール水溶液 |
| B.酸性($\text{pH} < 4.5$)食品 | 3w/v%酢酸水溶液 |
| C.アルコール含有量20%以下の食品 | 20v/v%エタノール水溶液 |
| D1.アルコール含有量20%超の食品 | 50v/v%エタノール水溶液 |
| D2.油性食品 | 食物油 |
| E.乾燥食品 | 変性ポリフェニレンオキシド(PPO)の粉末 |

食品接触材料に使用される添加剤の食品への移行量を測定するのは技術的難度が高いので、その食品の性状に近い疑似溶媒を用いて測定する。例えばお茶に使用されるプラスチックボトルの溶出試験は10v/v%エタノール水溶液を用いて行う。

<https://jdih.pom.go.id/download/draft/260/Rancangan%20Peraturan%20Badan%20Perawas%20Obat%20dan%20Makanan%20tentang%20Kemasan%20Pangan>

食品を代替する疑似溶媒

具体的な食品とこれを代替する疑似溶媒は、プラスチック規則附属書III表2に示されている。インドネシアへの輸出品の代表例と食品分類の関係を示す。

| 参照番号 | 食品の記述 | 輸出品の例 |
|------|---|--------------------|
| 01 | 飲料 | アルコール飲料 |
| 02 | シリアル(オートミルなど)、シリアル食品、ペストリー、ビスケット、ケーキ及びその他パン製品 | |
| 03 | チョコレート菓子、砂糖菓子及びそれら菓子製品 | |
| 04 | 果物、野菜及びそれらの製品 | |
| 05 | 脂肪類及び油類 | |
| 06 | 動物性製品及び卵類 | かつお・まぐろ・たら、ホタテ貝、牛肉 |
| 07 | 乳製品 | |
| 08 | その他製品 | 混合調味料、緑茶 |

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_info/zisseki.html

食品を代替する疑似溶媒 (インドネシア医薬品食品管理局規則)

| 輸出品の例 | 包装材料の溶出試験に選択される代表的疑似溶媒 |
|-------------------|---------------------------|
| アルコール飲料(01.02) | 20v/v%エタノール水溶液 |
| かつお・まぐろ・たら(06.01) | 10v/v%エタノール水溶液、植物油(x/3) |
| ホタテ貝(06.02.II) | 3w/v%酢酸水溶液、20v/v%エタノール水溶液 |
| 牛肉(06.03.A,B) | 10v/v%エタノール水溶液、植物油(x/4) |
| 混合調味料(08.04.A) | 3w/v%酢酸水溶液、20v/v%エタノール水溶液 |
| 緑茶の粉(08.13) | 変性ポリフェニレンオキシド(PPO)粉末 |

()の数字は食品分類表の大分類・中分類・小分類を示す。

x/nは溶出量xを整数nで除してSMLと比較する。

<https://jdih.pom.go.id/download/draft/260/Rancangan%20Peraturan%20Badan%20Pengawas%20Obat%20dan%20Makanan%20tentang%20Kemasan%20Pangan>

食品を輸出するとき容器包装に係る各事業者の役割

| サプライチェーン の各段階 | 事業者の主な役割 |
|------------------|--|
| 上流(原材料を製造) | <ul style="list-style-type: none">・使用、製造する原材料が規格基準(ポジティブリスト)に収載されていることを確認する。・その結果を、適合宣言などの形で次の顧客に伝達する。 |
| 中流(中間製品に加工) | <ul style="list-style-type: none">・原材料の適合宣言などを確認することで、購入した原材料が規格基準(ポジティブリスト)に適合していることを確認する。・必要に応じ適宜中間製品の段階で試験を行い、規格基準(規格基準)に適合していることを確認する。・その結果を、適合宣言などの形で次の顧客に伝達する。 |
| 下流(最終製品に組立て) | <ul style="list-style-type: none">・中間製品の適合宣言などを確認することで、購入した製品が規格基準に適合していることを確認する。・最終製品の段階で試験を行い、規格基準に適合していることを確認する。・その結果を、適合宣言などの形で次の顧客に伝達する。 |
| 食品輸出事業者 | <ul style="list-style-type: none">・最終製品の適合宣言などを確認することで、購入した製品が規格基準に適合していることを確認する。・輸出時、輸入の際求められる書類を作成する。 |

食品衛生問題の手引き



原材料における食品衛生問題の適合性はつぎのように確認する。

- 原材料の食品中濃度が50ppb以下であるとき、**3種の変異原性試験(復帰突然変異試験・染色体異常試験・小核試験)**を確認し、全体として陰性であれば適合とする。
- 原材料の食品中濃度が50ppb超であるとき、食品を代替する疑似溶媒を用いるなどして溶出量を測定し、「食品中の溶出量」<「特定移行量制限(SML)」であれば適合とする。

ASEANの食品衛生規制

ASEAN

- 2015年末ASEAN経済共同体(AEC)設立の流れの中で、ASEAN共通の食品接触材料規制の在り方が検討され、一般的ガイドラインが策定された。
- ASEANは2つのガイドラインを策定した。これらに強制力はないが、ASEAN全体で合意されたことで注目される。

「ASEAN食品接触材料一般ガイドライン」

「食品接触材料GMPガイドライン」

次のページから食品接触材料一般ガイドラインを紹介しましょう。

<http://ariseplus.asean.org/wp-content/uploads/2018/12/ASEAN-General-Guidelines-on-Food-Contact-Materials-BOOK-FINAL.pdf>

ASEAN食品接触材料一般ガイドライン①

序文

食品接触材料(FCM)に関するASEAN一般ガイドラインの策定は、ASEAN規格品質諮問委員会(ACCSQ)により設立された調理済み食品製品作業部会(PFPWG)によって行われてきた。本文書は、ハーモナイズした要求事項の確立を通じ地域全体の食品安全を強化する手段として、ASEAN加盟国の参考資料として役立つことを意図している。本文書が食品接触材料の一般ガイドラインを提供する一方、特定の要件は別の文書で作成される。PFPWGは、附属書にリストされている17Grの食品接触材料に具体的な措置を開発するスケジュールを優先し設定する予定である。

PFPWGは、ASEAN食品接触材料一般ガイドラインの施行を支援するため、ASEAN食品接触材料GMPガイドラインも作成してきた。

第1節 はじめに

1.食品接触材料は、貯蔵及び輸送中の汚染から食品を保護することによって、食品サプライチェーンにおいて重要な役割を果たす。しかし、それらは多くの有害な化学物質を食品に移行する可能性がある。それ故、FCMの効果的制御システムはそれらの貯蔵寿命を通して食品の安全性を確実にするために重要である。

2.この「ASEAN食品接触材料一般ガイドライン」は、FCMの管理システムを確立するための共通のガイドラインをASEAN加盟国(AMS)に提供する。このガイドラインは、適切な場合該当する具体的措置とともに、ASEAN食品接触材料適正製造規範ガイドラインと併せて

ASEAN食品接触材料一般ガイドライン②

第2節 目的

- 3.この文書は主に、食品包装の安全な使用を保証するため、規制官庁及び食品業界による使用に一般ガイドラインを提供することを目的とする。この文書は又、食品産業がFCMと関連要件との適合性を識別できるようにするため、トレーサビリティシステムに関するガイドダンスを提供し、それにより消費者を保護し、AMS間での食品の取引を促進する。
- 4.この文書は、食品と接触することを意図したFCMの、AMS市場への上市に関する一般ガイドダンスも提供している。

第3節 範囲

- 5.この文書は、FCMの安全性と安全な使用に関する一般ガイドラインを提供し、つぎの最終状況にあるあらゆるタイプの材料製品をカバーする:
 - 食品と接触するように意図されている;又は、
 - 既に食品と接触し、その目的を意図していた;又は、
- 通常の又予測可能な使用条件下、食品と接触し又それらの成分を食品に移行することが合理的に予想される。

ASEAN食品接触材料一般ガイドライン③

6.本ガイドラインは以下には適用されない:

- (a) バナナの葉、竹の葉、竹の茎、軟体動物の殻など天然に存在するFCMであり、化学的処理又は変性を受けていない;
- (b) ソーセージ又はチーズ用の食用ケーシングなど、食品の一部を形成し、この食品と一緒に消費される可能性があるカバー又はコーティング材料、[もち米スティックを覆う竹の内壁由来の材料]; 及び、
- (c) 固定された公共又は民間の給水装置。

第4節 定義

7.本ガイドラインの目的上、以下の定義が適用される:

- (a) 「事業」とは、営利を目的とするかどうかに係らず、又公共かプライベートかを問わず、FCMの製造、加工及び流通のあらゆる段階に関連する活動を行うことをいう;
- (b) 「事業者」とは、本ガイドラインの要件がその管理下にある事業内で確実に満たされる責任を負う自然人又は法人をいう;
- (c) 「適合宣言」(DoC)とは、FCMが、特定のFCMに適用される全ての関連要件を遵守しているという事業者による書面による宣言をいう;

注意:

この文書は、FCMの関連要件への適合を顧客に確認し、FCMの関連要件への適合を確立又は確認するために必要な関連情報を顧客に提供することを目的とする。

ASEAN食品接触材料一般ガイドライン④

- (e)「上市」とは、無料か否かを問わず、売却又その他の譲渡の方法、それらを販売、流通及び他の輸送形態を含め、FCMを売却目的で保有することをいう；
- (f)「出発物質」とは、材料の製造中に意図的に添加される又存在する物質をいう；
- (g)「トレーサビリティ」とは、製造、加工及び流通の全段階を通じFCMの動きを追跡する能力をいう。

第5節 一般原則と要件

8. 食品包装材料の安全使用を確実にするため、食品業界はFCMがこのガイドラインに適合していることを確認できねばならない。
9. 全てのFCMは、通常又は予測される使用条件下、FCMがその成分を次のような量で食品に移行しないよう、適正製造規範(GMP)[1]に従って製造されねばならない：
- (a) 人の健康を危険にさらす；
 - (b) 食品に許容できない変化をもたらす；
 - (c) その官能特性に許容できない変化をもたらす。

10. FCMの安全性は、物質のリスク評価により決定されねばならない。国/地域当局により認可されたFCMの場合、関連するリスク評価結果及び/又は関連する国/地域当局により与えられた認可のレビューの上に、安全と見なすことができる。
- FCMの製造で使用される物質及び最終状態のFCMは、それが上市されているAMSで適用される要件に適合しなければならない。

ASEAN食品接触材料一般ガイドライン⑤

11. FCMから食品への成分の放出は、食品の汚染を避け、その特性を維持するため、適正製造規範(GMP)に従って合理的に実行可能な限り低くしなければならない。適宜、総移行量制限及び特定移行量制限を設定しなければならない。

12. FCMから食品への成分の放出は、食品が人の消費に適さないまでに食品の官能性状を変えるものであってはならない。

第6節 FCMのGrに対する具体的措置

13. 附屬書にリストされているFCMのGr、及び、適宜、それらFCM又それらのFCMの製造に使用されるリサイクルされた[2] FCMのGrについては、AMSにより特定の措置が取られることができる。具体的措置には次が含まれる：

[2]リサイクル材の使用は、安全の証明が提供され実証され、AMSの規制対象となる場合にのみ認可されるものとする。

- (a) FCMの製造に使用が認可されている出発物質のリスト、以後ポジティブリストと呼ぶ)；
 - (b) 本パラグラフのポイント(a)に言及した出発物質の純度基準；
 - (c) 本パラグラフのポイント(a)に言及した出発物質及び/又はそれらが使用されているFCMに対する特定の使用条件；

ASEAN食品接触材料一般ガイドライン⑥

- (d) 成分又は成分のGrの、適宜それら成分への他の可能性のある暴露源を考慮した、食品内への又食品上への特定移行量制限;
- (e) 成分の食品内への又は食品上への総移行量制限;
- (f) 第5節への適合を確実にするその他ルール;
- (g) 本パラグラフのポイント(a)から(f)までの適合性をチェックするための基本ルール;
- (h) ポイント(a)から(f)の適合性をチェックするための検査、サンプル収集及び分析方法に関するルール;
- (i) 記録の保存期間に関する規定を含む、FCMのトレーサビリティを確保するための具体的措置;
- (j) 認可された物質、プロセス、又は材料や成形品の登録を確立し、一般への参照可能性を維持するようAMSに要求する措置。

第7節 表示

- 14. FCMの表示、宣伝及びプレゼンテーションは、顧客を誤解させてはならない。
- 15. 上市された時点で未だ食品と接触していないFCMは、以下を添付する必要がある:
 - (a) 「食品接触用」という言葉及び/又は記号[3]、又はそれらの用途への特定の表示;
 - [3]加盟国は、要件を満たすFCMを特定するため、シンボルの指定及びその指定されたシンボルの使用に関する規則を指定することができる。

ASEAN食品接触材料一般ガイドライン⑦

- (b) 必要であれば、安全で適切な使用のため守られるべき特別な手引き;
 - (c) 加盟国で上市に責任をもつ製造業者、加工業者、又販売事業者の名前又は商号、及びいずれの場合も住所又は登録された事務所; 及び、
 - (d) 第9節で説明されているように、FCMのトレーサビリティを確保する適切な表示又は識別。
16. 但し、第15項(a)にいう情報は、その特性上、明らかに食品と接触するように意図されている如何なる成形品にも必須ではない;
17. 第15項で要求された情報は、目立ちやすく、はっきりと判読でき、そして消えないものとする;
18. 第15項(a)、第15項(b)、及び第15項(c)に基づく表示の文言は、国内規則で要求されている言語でなければならない。元のラベルの言語が適切でない場合、必要な言語での必須情報を含む補足表示を再表示の代わりに使用できる。

ASEAN食品接触材料一般ガイドライン⑧

第8節 適合宣言(DoC)

19. 本ガイドラインに従って供給されたFCMは、該当する要求事項への適合を記載した適合宣言を添付しなければならない。その宣言は、事業運営者から規制当局及び顧客に、要求に応じて提供されるものとする。未だ食品と接触していないFCMの小売業者[4]は、DoCを顧客に提供することを求められない。

[4]小売業者は、最終FCMを最終消費者のみに販売する事業者である。スーパー・マーケットや卸売店の流通端末も含まれる。事業者が事業者に売却している場合、彼は流通事業者の代わりの役割を果たしている。

20. 適合宣言を立証する裏付け資料は、要求に応じ規制当局に提供されるものとする。この裏付け資料は、適用される規制要件に準拠するものとする。

裏付け資料は、配合について移行に変化をもたらすような大幅な変更が生じた場合、又新しい科学データが入手可能になった場合に更新する必要がある。

この裏付け資料には以下が含まれるが、これらに限定されない：

- (a) 関連事業者の責任の下にある製造工程に関する情報；
- (b) サプライヤーから受け取った文書；顧客に公開された文書；
- (c) 製造処方、分析結果、移行試験結果。

ASEAN食品接触材料一般ガイドライン⑨

第9節 トレーサビリティ

21. 管理、欠陥製品の回収、消費者情報及び責任の帰属を促進するため、FCMのトレーサビリティは全段階で保証されるべきである。

22. 技術的な実現可能性を考慮し、事業者は、適宜本ガイドラインの対象となる物質又は生産品、及びその製造で用いられ実施措置が提供されるFCMからの、FCMへの事業者の特定を可能にするシステム及び手順を整えるべきである。その情報は、要求に応じ規制当局に参照可能にされねばならない。

23. 加盟国で上市されるFCMは、表示又関連する文書や情報によりそれらのトレーサビリティを可能にする適切なシステムにより識別可能にされねばならない。

第10節 検査及び管理措置

24. 加盟国は、関連する法律の規定に従って、このガイドラインへの適合性を強化するため、公式の管理を実施するものとする。

FCMの適合性試験には、適宜以下が含まれる：

- (a) 配合を検証し、材料の種類を特定し、又純度を決定するための材質試験；
- (b) 総移量試験；及び、
- (c) 特定移行量試験。

タ イ

タイの食品衛生規制

タイへの輸出環境の変化にポイントをおいて整理しました。



タイへの輸出環境変化

これまでの食品包装の規格基準「**2005年告示No.295 B.E.2548 (2005)**」は日本の告示第370号の規格基準に整合していたので、日本の食品衛生法適合品はそのままタイに輸出できていた。

しかし…

欧州の制度に近い新たな規格基準「**2022年告示No.435 B.E.2565(2022)**」が公布され、輸出環境は大きく変わった。

http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2565/E/139/T_0011.PDF

新たな告示No.435をベースにタイに輸出するためのポイントを紹介しましょう。

タイへ輸出するときのポイント①

告示No.435では、附属書にある4つの表に掲載された項目への遵守が求められます。ここで表の項目を引用した根拠を調べると…

| 表 | 表の項目を引用したと想定される根拠 |
|-------------------------------|--|
| 1 総移行量制限 | 欧州プラスチック規則第12条 |
| 2 重金属の移行の規格基準 | 欧州プラスチック規則（第15次改正） 附属書II 1. |
| 3 一級芳香族アミンの規格基準 | 欧州REACH附属書XVII付録8エントリ 43、欧州プラスチック規則附属書II 2. |
| 4 特定プラスチック容器の特定 移行量制限の規格基準 | 欧州プラスチック規則附属書I表1 |

4つ表を引用したソースを調べた結果、想定される根拠は全体に欧州プラスチック規則(PIM)にあることが分かりました。 と言うことは…



タイへ輸出するときのポイント②

欧洲プラスチック規則(PIM)への適合



タイ告示No.435への適合



タイへ輸出できる可能性

それでは、4つの表を順番に確認していきましょう. . .

タイへ輸出するときのポイント③

タイ告示No.435附属書 表1 総移行量制限

| プラスチックの種類 | 総移行量制限(OML) |
|------------------|----------------------|
| PVC | |
| PE | |
| PP | |
| PS | |
| PVDC | |
| PET | 10mg/dm ² |
| PC | |
| PA(ナイロン) | |
| PVA | |
| PMMA | |
| PMP | |
| メラミンホルムアルデヒドポリマー | |
| 乳・乳製品用プラスチック | |

上記のプラスチックに、歐州規則第12条に示された総移行量制限遵守が求められている。なお、上記にないプラスチックの場合、タイ当局に届出が求められる。

タイへ輸出するときのポイント④

タイ告示No.435附属書 表2 重金属の移行の規格基準

| プラスチックの種類 | 特殊移行量制限(SML)(mg/kg) | |
|----------------------------------|---------------------|---------|
| PVC | | |
| PE | | |
| PP | Pb 不検出 | Al 1 |
| PS | Ba 1 | Co 0.05 |
| PVDC | Cu 5 | Fe 48 |
| PET | Li 0.6 | Mn 0.6 |
| PC | Ni 0.02 | Zn 5 |
| PA(ナイロン) | Sb 0.04 | As 不検出 |
| PVA | Cd 不検出 | Cr 不検出 |
| PMMA | Hg 不検出 | Eu 0.05 |
| PMP | Gd 0.05 | La 0.05 |
| メラミンホルムアルデヒドポリマー 乳・乳製品用プラスチック | Tb 0.05 | |

上記のプラスチックに、欧州規則附属書II 1.に示された重金属の特殊移行量制限遵守が求められている。

タイへ輸出するときのポイント⑤

タイ告示No.435附属書 表3一級芳香族アミンの規格基準

| プラスチックの種類 | 一級芳香族アミンの規格基準 |
|----------------------------------|-------------------------------------|
| PVC | |
| PE | |
| PP | |
| PS | |
| PVDC | |
| PET | 22種の一級芳香族アミン 不検出(検出限界0.002mg/kg) |
| PC | |
| PA(ナイロン) | |
| PVA | |
| PMMA | |
| PMP | |
| メラミンホルムアルデヒドポリマー 乳・乳製品用プラスチック | |

着色又は印刷したプラスチック容器包装に、欧洲規則附属書II 2.に示された一級芳香族アミンの規格基準順守が求められている。

タイへ輸出するときのポイント⑥

タイ告示No.435附属書 表4 各プラスチックの規格基準

| プラスチックの種類 | 規格基準 |
|------------------|--------------------------|
| PVC | 各プラスチックの構成モノマーに対し規格基準を設定 |
| PVDC | |
| PET | |
| PC | |
| PA(ナイロン) | |
| PMMA | |
| メラミンホルムアルデヒドポリマー | |

各プラスチックの構成モノマーに、欧州規則附属書に示された規格基準順守が求められている。



タイへ輸出するときのポイント⑦

タイ告示第No.435は、欧洲プラスチック規則(PIM)から関連する規制内容を参照し(タイの制度に係る必要な項目を抜き書きし)整理されていることが確認されました。これに拠り、シンプルに言うならば…

欧洲プラスチック規則(PIM)への適合



タイへ輸出できる！！

ここでは告示No.435のポイントを簡潔にまとめています。その詳細は次で確認できます。

http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2565/E/139/T_0011.PDF

また欧洲規制については、このシリーズにおける「諸外国における食品容器・包装規制に関する調査および解説(欧洲)」が参考になります。

<https://yushutukisei.com/other/?c=package-regulations>

付録：タイの食品衛生規制の経緯(1)

- 2005年告示No.295 B.E.2548 (2005) は、日本の食品衛生法、告示第370号 器具・容器包装の規格基準に整合した内容で運用されてきた。
- 2009年3月タイ工業省は、一連の食品用器具・容器包装の国家標準を制定・改正する。材質別規格3件、用途別規格11件がWTO-TBT通報される見込み。
- 2019年2月13日タイはWTO通報 (G/TBT/N/THA/533) 「メラミン-ホルムアルデヒド、ユリアー-ホルムアルデヒド及びメラミン-ユリアー-ホルムアルデヒド製食品用器具へのタイ工業規格案：安全要件 (TIS 2921-25xx(20xx))」を行った。
- 2020年2月タイFDAはリサイクルプラスチックの使用認可に向け「公衆保健省通知 (2005年295号) を改善するためのデータアンケート」を発出した。

付録：タイの食品衛生規制の経緯(2)

- 2021年1月6日タイFDAはバイオプラスチック製食品接触材料製品に対するアンケート（期限2月26日）を発出した。このアンケートは2020年2月確認されたPET、HDPEを対象としたアンケートの続編と見られる。

ここでは基ポリマー、添加剤、加工助剤に係る物質情報を求め、有害物質の暴露可能性を評価する。シングルユースを特定する。今後新素材で製造される食品接触材料の評価承認のためガイドラインを作成することが示されており注目すべき動きである。

- 2021年3月31日タイはWTO通報G/TBT/N/THA/604「食品接触紙に関する大臣規則」を通知し、5月11日を期限とする一般協議に付した。ここではネガティブリストが示され、制限値が設定されている。

- 2021年4月27日タイFDAは、告示「食品輸入用の製造システム規格書又は証明書」を公表した。この告示は、タイに輸入される食品の製造に使用された輸出国の食品製造機器、器具、用具などに安全衛生確認証明書の提示を求めるものである。加工食品に留まらず、カットした生鮮農産物・畜産物・水産物に使用される食品接触製品にも確認証明書の提示が求められる。

付録：タイの食品衛生規制の経緯(3)

●2021年5月11日タイFDAは、4件の食品接触材料関連省令案をWTO-TBT通報した：

- ・ G/TBT/N/THA/613 プラスチック飲料容器に関する省令案 (TIS 998-2553(2010))
- ・ G/TBT/N/THA/614 電子レンジ用プラスチック食品容器に関する省令案パート1：一回だけの再加熱用 (TIS 2493-2556(2013))
- ・ G/TBT/N/THA/615 電子レンジ用プラスチック食品容器に関する省令案パート2：一回だけの再加熱用 (TIS 2493-2556(2013))
- ・ G/TBT/N/THA/616 フッ素系ポリマーでコーティングした食品接触用器具に関する省令案(TIS 2622-2556(2013))

●2021年6月6日、タイは5件の食品接触材料関連工業標準をWTO通報した。

- ・ G/TBT/N/THA/618：食品用プラスチックバッグに関する大臣規則案 (TIS 1027-2564 (2021))
- ・ G/TBT/N/THA/619：食品用プラスチック器具に関する大臣規則案-パート1ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレン、ポリ（エチレンテレフタレート）、ポリ（ビニルアルコール）及びポリ（メチルペンテン） (TIS 655パート1-2553 (2010))

付録: タイの食品衛生規制の経緯(4)

- ・ G/TBT/N/THA/620 : 食品用プラスチック器具に関する大臣規則案-パート2ポリ(塩化ビニル)、ポリカーボネート、ポリアミド及びポリ(メタクリル酸メチル) (TIS 655パート2-2554 (2011))
- ・ G/TBT/N/THA/621 : 食品用プラスチック器具に関する大臣規則案-パート3アクリロニトリル-ブタジエン-スチレン及びスチレン-アクリロニトリル (TIS 655パート3-2554 (2011))
- ・ G/TBT/N/THA/622 : 再加熱用の電子レンジで調理できる食品用プラスチックバッグに関する大臣規則案 (TIS 3022-2563 (2020))

ここで特に注目されるTIS 655パート1～3については、その規格基準が依然日本の食品衛生法告示第370号規格基準と整合していることが確認できる一方、リサイクル材の要件を定めているのが注目される。即ち、単層製品及び多層製品の接触層について、樹脂は食品接触グレードの工程内リサイクルでTIS適合証明書のあるもの、材料はTIS適合を表示したものであること。一方多層製品の非接触層について、樹脂は前述に同じだが、材料はTIS適合の表示までは求めていない。

付録: タイの食品衛生規制の経緯(5)

- 2021年12月、先頃タイFDAは「プラスチックリサイクルプロセスの効率、食品接触材料用リサイクルプラスチックペレットの安全性を評価する基準、条件、ガイドライン（案）」を示した。今後PETを中心とするメカニカルリサイクルプラスチックの認証制度を設立し、認められた食品用リサイクルプラスチックは認可リストに掲載される。
- 2022年1月27日タイWTO通報（G/SPS/N/THA/484）が公表され、マテリアルリサイクルによる食品接触用プラスチック材料の規格基準が示された。コメント募集30日間。この中で、2005年告示No.295 B.E.2548（2005）の廃止が示された。これにより、日本の告示第370号の規格基準にほぼ整合していた通知（No.295）B.E.2548（2005）は廃止され（第1条）、従来日本の食品衛生法の規格基準に準拠した器具・容器包装が、そのままタイ規格基準にも適合していた事業環境は大きく変わった。8月4日タイWTO通報「G/SPS/N/THA/484/Add.1」は、保健省通知（No.435）プラスチック容器の規格基準の官報掲載を通知。

http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2565/E/139/T_0011.PDF

付録: タイの食品衛生規制の経緯(6)

- 2022年11月30日タイ食品用器具・容器の強制的タイ工業標準(TIS)に関するセミナーが開催された。この中で、食品調理に用いられる家電製品に付属するプラスチック製の器具において家電製品と別に単品で販売される器具、また電子レンジ用プラスチック容器には、タイ政府の指定機関から認証を得ないとタイに上市できないことが示唆された。
- 2022年12月15日タイFDAは「食品安全評価の電子提出システム」を公布した。プラスチック容器包装の新規材質、リサイクル材に認可申請が求められる。
- 2023年1月5日タイは、WTO通報「G/TBT/N/THA/691 食品用プラスチックバッグに係る省令案(TIS 1027-25xx(20xx))」により、バージンプラスチック単層膜による食品バッグの安全要件、表示、試験基準案を示した。また「G/TBT/N/THA/692 電子レンジ再加熱用食品用プラスチックバッグに係る省令案(TIS 3022-25xx(20xx))」により、電子レンジで80°C以上に加熱され、食品に直接接触する、プラスチック容器以外のプラスチックバッグの安全要件を示した。

タイの環境規制

主な環境規制動向につきがありますが、食品の輸出環境に直接影響する状況にはないと考えています。

- 「持続可能な包装管理法B.E. 案」2024年3月14日公表、2025年1月31日協議
- 「マテリアルリサイクルによる食品接触用プラスチック材料規格基準」2022年1月27日WTO通報
- 「バイオプラスチック食品接触材料」2021年1月6日協議

インドネシア

インドネシアの食品衛生規制

インドネシアのPL/NL制度にポイントを
いて整理しました。

インドネシアのPL/NL制度①

インドネシアのPL/NL制度は次の改正経緯を辿ってきた。

| タイトル | 公布日（公表日） |
|--|-------------|
| ①医薬品食品管理局規則HK.03.1.23.07.11.6664 | 2011年7月12日 |
| ②医薬品食品管理局規則2019年第20号（WTO 通報G/TBT/N/IDN/133） | 2021年4月19日 |
| ③医薬品食品管理局規則2019年第20号改正案 関係者協議稿 | 2023年2月 |
| ④同一般協議稿 | 2023年10月31日 |
| ⑤同WTO通報G/TBT/N/IDN/133/Add.1 | 2024年8月1日 |
| ⑥同WTO通報G/TBT/N/IDN/152 | 2024年11月28日 |
| ⑦医薬品食品管理局規則改正案協議稿 | 2025年9月15日 |

最新版の⑦をベースにポイントを整理していきましょう。

インドネシアのPL/NL制度②

インドネシアのPL制度はプラスチックだけでなく、幅広い材質を対象としている。

| | 総移行量試験 (OML) | 特定移行量試験 (SML) |
|------------|-----------------|------------------|
| プラスチック | ○ | ○ |
| ゴム及びエラストマー | ○ | ○ |
| 紙及び板紙 | ○ | |
| セラミック | | ○ |
| ガラス | | ○ |
| 金属及び合金 | | ○ |
| 多層材料 | ○ | ○ |

<https://jdih.pom.go.id/download/draft/260/Rancangan%20Peraturan%20Badan%20Pengawas%20Obat%20dan%20Makanan%20tentang%20Kemasan%20Pangan>

インドネシアのPL/NL制度③

インドネシア法制度における適合確認のポイントを紹介しましょう。プラスチックは58種の基材をリストし、要件が示されている。例えばPETについては、PET樹脂に含まれる可能性のある6種の物質(EG、DEG,アセタルデヒド,テレフタル酸、イソフタル酸、三酸化アンチモン)に移行量制限(SML)を設けている。これらへの適合が求められる。

37 Polietilena ftalat (PET) (No. CAS: 25038-59-9)

Definisi: Polimer yang terbuat dari monomer asam tereftalat (atau dimetil tereftalat) dan monoetilena glikol

| NO | PERSYARATAN | BATAS MAKSIMAL (mg/kg) |
|----|--------------------|---------------------------|
| 1 | Etilena glikol | 30 |
| 2 | Dietilena glikol | 30 |
| 3 | Asetaldehida | 6 |
| 4 | Asam tereftalat | 7,5 |
| 5 | Asam isoftalat | 5 |
| 6 | Antimoni trioksida | 0,04 |

インドネシアのPL/NL制度④

PLに基づき、基材ごとに、物質名、CAS番号を手掛りに、チェック(✓)の入った認可物質を特定する(下表まん中の6つのコラム)。

付属書 III: 食品包装への使用が認可されている食品接触物質

A. 移行量制限の要件付きで使用が認可されている食品接触物質(115物質)下表の右端のコラムに移行量制限(SML)が示されている。

B. 移行量制限の要件のない食品接触物質(1,376物質))

| NO | NAMA ZAT KONTAK PANGAN | | CAS NUMBER | JENIS BAHAN KEMASAN PANGAN | | | | | FUNGSI ¹ | BATAS MIGRASI |
|----|---|--|------------|----------------------------|-----------------|-------|-------------------|-------|---------------------|---------------------------------|
| | INDONESIA | INGGRIS | | PLASTIK | KARET-ELASTOMER | LOGAM | KERTAS DAN KARTON | GELAS | | |
| 1. | - 2,2-bis (4-hidroksifenil) propan bis (2,3-epoksipropil) eter (BADGE) - BADGE.H ₂ O - BADGE.2H ₂ O | - 2,2-bis (4-hydroxyphenyl)propane bis(2,3-epoxypropyl) ether (BADGE) - BADGE.H ₂ O - BADGE.2H ₂ O | | ✓ | ✓ | | ✓ | | Perekat (Adhesive) | 9 atau 9 mg/6 dm ² * |

インドネシアのPL/NL制度⑤

インドネシアの制度はPLだけでなくNLもあるハイブリッド型の構成である。
物質名、CAS番号を手掛かりに、使用禁止とされた物質を特定する。

付属書 IV: 食品包装への使用が禁止されている食品接触物質(142物質)

| No | Nama Zat Kontak Pangan | | CAS Number |
|----|---|---|------------|
| | Indonesia | Inggris | |
| 1. | 1,1,1 Trikloroetana | 1,1,1-Trichloroethane | 71-55-6 |
| 2. | 1,1,2,2-Tetrakloroetana | 1,1,2,2-Tetrachloroethane | 79-34-5 |
| 3. | 1,2 Dikloroetana (Etilena diklorida) | 1,2-Dichloroethane (Ethylene dichloride) | 107-06-2 |
| 4. | 1,2 Dikloroetilena (Asetilena diklorida) | 1,2-Dichloroethylene (Acetylene dichloride) | 540-59-0 |
| 5. | 2-Etoksietanol (Etilena glikol monoetil eter) | 2-Ethoxyethanol (Ethylene glycol monoethyl ether) | 110-80-5 |
| 6. | 2-Etoksietil asetat (Etilena glikol monoetil eter asetat) | 2-Ethoxyethyl acetate (Ethylene glycol monoethyl ether acetate) | 111-15-9 |

以上の作業を行うことで、材料、製品のインドネシア制度への適合性が確認できます。インドネシアは欧洲規制をベースにPL制度を策定しました。そのため、このシリーズにおける「諸外国における食品容器・包装規制に関する調査および解説(欧洲)」が参考になります。
<https://yushutukisei.com/other/?c=package-regulations>

付録：インドネシアのPL/NL制度の経緯(1)

- ・ インドネシアでは食品包装材料を含め食品は法18/2012で規制されている。新食品法として知られ、食品法1996(法7/1996)を代替した。
- ・ 法18/2012は食品供給が十分で、安全で、高品質で、多様で、供給可能で、宗教、信条及び文化に矛盾しないことを求めている。この点で食品安全を保証する試みとしてそれは上市前及び上市後の幅広い範囲を含みにおいている。
- ・ インドネシアの新食品法は“食品包装材料”を“直接的に同様に間接的に接触し食品を入れる及び／又は包装するため使用する材料”と規定している。ひと健康に危害を与える又はひと健康に危害を与える有害物を放出する食品包装材料の使用は第6部で禁止される。
- ・ 食品包装材料管理に関する国家医薬品食品管理エージェンシー(BPOM)規則No.HK.03.1.23.07.11.6664は、認可された及び禁止された食品接触材料のリストを含んでいる。2019年7月26日これを大幅に改正する規則2019年第20号が公表された。

付録：インドネシアのPL/NL制度の経緯(2)

- 2023年インドネシアは、EPRに係る「省令75/2019生産者による廃棄物削減ロードマップ」に定められた政策について実施段階を迎えた。2030年1月1日発効に向けPVC及びPSの製品、包装、及び/又は容器の使用禁止を進める。またPE,PP,PETは、使用量の削減、リサイクル、再利用、一部用途の禁止を進める。
- 食品接触材料のPL/NL、規格基準に係る2019年7月26日規則2019年第20号について、現在大きな改正が進んでいる。PVCはPLから消除される可能性がある。
- 2025年9月15日、インドネシアPL/NL制度改正案協議稿が示された。

<https://jdih.pom.go.id/download/draft/260/Rancangan%20Peraturan%20Badan%20Pengawas%20Obat%20dan%20Makanan%20tentang%20Kemasan%20Pangan>

付録：インドネシアのPL/NL制度の経緯(3)

- ・ インドネシアのPL/NL制度は、基材の規制範囲の広さの点で中国の国家標準に匹敵する。現在の制度は、2024年末施行された医薬品食品管理局規則2019年第20号改正規則で基本的な形が作られた。
- ・ この改正案は、2025年9月15日～10月15日パブコメ募集された。2019年第20号改正規則と条文を比較して整理すると. . .
- ・ 2019年第20号改正規則は第2条(1)で食品直接接触層を対象と規定したが、この文言がなくなったことから、間接接触層も対象にされると判断される。
- ・ 再利用(リユース)に関する条文が新設された(第8条)。
- ・ 再生材料に適用される条文を明確にした。第10条「第3条から第8条までの食品包装材料及び食品接触材料に関する規定は、再生材料を用いた食品包装に準用される。」

インドネシアの環境規制

主な環境規制動向につきがありますが、食品の輸出環境に直接影響する状況にはないと考えています。

- 「省令75/2019生産者による廃棄物削減ロードマップ」2023年
EPR関連政策施行

ベトナム

ベトナムの食品衛生規制

ベトナムのプラスチック食品接触材料の規制遵守のポイントは. . .

国家技術規則QCVN 12-1:2017/BYTの**規格基準**にある。

<http://www.spsvietnam.gov.vn/Data/File/Notice/2313/National%20technical%20of%20container-packages.pdf>

添加剤については各国で制定されたPLの収載物質を使用できる。

従って例えば日本のPLに収載されている物質は全てOK!!

ベトナム

- ベトナムの食品安全法(No.55/2010/QH12)は2011年7月1日発効した。食品安全法第18条は、食品パッケージが毒性化学物質を放出しない又食品に香や香料を移行させない安全な材料で製造しなければならないことを特定している。食品接触材料は又保健省の食品包装材料容器規則など関連の技術規則への適合を求めている。最終的に食品包装容器への適合宣言が上市前に州の規制当局に登録されなければならない。

<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/EN/Thuong-mai/Law-No-55-2010-QH12-of-June-17-2010-on-food-safety/114054/tieng-anh.aspx>

- 食品包装材料に影響する国家技術規則にはつぎがある:
QCVN 12-1:2011/BYT“食品直接接触合成樹脂製器具、容器及び包装材料の安全衛生”
QCVN 12-2:2011/BYT“食品直接接触ゴム製器具、容器及び包装材料の安全衛生”
QCVN 12-3:2011/BYT“食品直接接触金属容器の安全衛生”
TCVN 6514 - 8 : 1999 食品接触用プラスチック材料 第8部その他添加剤には、認可物質リスト(ポジティブリスト)が掲載されている。
・2017年9月11日食品に直接接触する合成樹脂製器具、容器及び包装材料の安全基準及び乳及び乳製品の容器包装の安全基準に関する国家技術規則QCVN 12-1:2017/BYTがWTO通報された(G/SPS/N/VNM/91)。

ベトナムの環境規制

主な環境規制動向につぎがありますが、食品の輸出環境に直接影響する状況にはないと考えています。

- 「使い捨てプラスチック、非分解性プラスチック包装材料に課税する法案」2023年3月確認
- 環境保護基金に係る「環境保護法施行令」2021年6月15日協議

シンガポール食品衛生規制

- 食品包装材料を含めた食品製品の製造、輸入及び販売の規制は1988年10月1日施行された食品規則1988、食品販売法第56節第283章(2002年に改訂)及び施行規則で管理される。これら2つの規則、食品規則及び食品販売(食品設備)規則が特に食品包装材料に係る。

https://www.sfa.gov.sg/docs/default-source/legislation/sale-of-food-act/food_regulations.pdf

- 食品規則の第Ⅲ部No.37(“食品容器”)は、それがPb,Sb,As,Cd又は他のあらゆる毒性化学物質を含むか含むとき、食品の貯蔵、調製又は調理に使用が意図されるあらゆる器具、容器又は皿の使用を禁止している。これはVCMを材質試験1ppm、溶出試験0.01ppm超となる製品の禁止、同様に発がん性、変異原性又は毒性であると知られている製品の禁止を含む。

シンガポールの規制遵守のポイントは上記4つの重金属とVCM規制

フィリピン食品衛生規制

- ・ フィリピンで食品包装材料は、一般に食品医薬品及びデバイス及び化粧品法1963(共和国法No.3720)の下設立されたFDAにより管理される。
- ・ “食品安全法2013”は2013年8月23日署名され法となつたが、フィリピンの食品安全規制システムを強化することを意図している。この法は国家食品機関を含む農務課(DA)、FDAと食品管理研究センターを含む厚生課(DOH)、内部地方政府課(DILG)及び地方政府単位(LGU)の間で食品安全の責任を分割している。

<https://faolex.fao.org/docs/pdf/phi128390.pdf>

- ・ この法は又、DA,DOH,DILG間の食品安全管理機能を調整する目的で食品安全管理協調理事会を設立し、食品安全法2013の下、あらゆる毒性のある又有害な化学物質を有する容器に存在する食品を劣化したと見なす。

フィリピンの規制遵守のポイントは毒性・有害物質の使用禁止

マレーシア食品衛生規制

- マレーシアの食品容器及び包装材料に対する規則は食品法1983の下食品規則1985で特定されている。この規則は保健省により管理されている。この規則の第27節～第36節が食品包装材料／容器に特有の要件をもっている。

https://importlicensing.wto.org/sites/default/files/members/91/Regulation%20No.437%20-%20Food%201985_01.01.2014.pdf

- この規則は又食品にPb,Sb,As,Cd又他の毒性物質を浸出させる包装材料使用について特定の禁止を含んでいる。加えてこの規則はVCMを1mg/kg超含む又結果として食品にVCMを0.05mg/kg超移行させるPVC包装材料を禁止している。損傷した又は使用された又は食品以外の製品に使用が意図された包装材料が又禁止される。

マレーシアの規制遵守のポイントは上記4つの重金属とVCM規制

インド

インドの食品衛生規制

インドの食品接触材料規制は、インド工業規格 (IS) が参考される。この工業規格は強制的なものではない。またインドは一部樹脂にPLを制定しているが、1980年代に策定されたまま改訂されていない。

そのため...

インドに食品接触材料を輸出するには、該当するISをベースにし材料・製品を選択し、ISにない材料・製品については、欧米の規制をベースに選択することが現実的と考える。

インド

- ・ 食品劣化防止法(1954)が基本法であり、これに食品劣化防止法規(1955)が個別法として機能している。
- ・ 食品包装材料はインド標準局所管の工業規格 (IS) 10171(1987)などで規制されている。
- ・ 一部樹脂にはポジティブリストが制定されている: PE (IS 10141-1982)、PP (IS 10146-1982)、PVC (IS 10148-1982)、PS (IS 10149-1982)など。
- ・ 2006年食品安全標準法が施行された。食品劣化防止法関連法規の統合、インド食品安全標準委員会設立(2009年9月)がある。
- ・ 2010年同委員会は政府に、食品安全標準規則(案)を提案。
- ・ 染顔料 (IS 9833-1981)、PE (IS 10141-2001)、PP (IS 10909:2001)、PET/PBT (IS 12229-1987) の各ポジティブリスト改正案が示された。
- ・ 2017年9月13日食品安全及び標準(包装材料)規則集をWTO通報した。2019年9月5日食品接触材料用印刷インキ実施規範の初案を公表した。

インド食品衛生規制標準

・ プラスチック

| IS標準 | 標準 | 改正／再決定 |
|---------------|--|---------|
| IS 9833:1981 | 食品、医薬品及び飲料水に接触するプラスチックでの使用のための顔料及び色材のリスト | 2013年8月 |
| IS 9845:1998 | 食品接触用プラスチック材料製品の構成成分の特定及び／又は総移行の定量のための分析法 | 2010年4月 |
| IS 10141:2001 | 食品、医薬品及び飲料水に接触するPEの構成成分のポジティブリスト（初版） | 2014年5月 |
| IS 10142:1999 | 食品、医薬品及び飲料水に接触する安全使用のためのPS（透明及び耐衝撃グレード） | 2013年8月 |
| IS 10146:1982 | 食品、医薬品及び飲料水に接触する安全使用のためのPE | 2013年8月 |
| IS 10148:1982 | 食品、医薬品及び飲料水に接触する安全使用のためのPVC及びそのコポリマーの構成成分のポジティブリスト | 2013年8月 |
| IS 10149:1982 | 食品、医薬品及び飲料水に接触するPS（透明及び耐衝撃グレード）の構成成分のポジティブリスト | 2013年8月 |
| IS 10151:1982 | 食品、医薬品及び飲料水に接触するPVC及びそのコポリマー | 2014年1月 |
| IS 10171:1999 | 食品包装材料用プラスチックの適性に関するガイド（第2版） | 2010年4月 |
| IS 10909:2001 | 食品、医薬品及び飲料水に接触するPP及びそのコポリマーの構成成分のポジティブリスト（初版） | 2014年5月 |
| IS 10910:1984 | 食品、医薬品及び飲料水に接触する安全使用のためのPP及びコポリマー | 2013年8月 |

インド食品衛生規制標準

• プラスチック

| IS標準 | 標準 | 改正／再決定 |
|---------------|---|---------|
| IS 11434:1985 | 食品、医薬品及び飲料水に接触する安全使用のためのアイオノマー樹脂 | 2013年8月 |
| IS 11435:1985 | 食品、医薬品及び飲料水に接触する安全使用のためのアイオノマーの構成成分のポジティブリスト | 2013年8月 |
| IS 11704:1986 | 食品、医薬品及び飲料水に接触する安全使用のためのEAAコポリマー | 2013年8月 |
| IS 11705:1986 | 食品、医薬品及び飲料水に接触する安全使用のためのEAAコポリマーの構成成分のポジティブリスト | 2013年8月 |
| IS 12229:1987 | 食品、医薬品及び飲料水に接触する安全使用のためのPET及びPBTの構成成分のポジティブリスト | 2010年4月 |
| IS 12247:1988 | 食品、医薬品及び飲料水に接触する安全使用のための6ナイロン | 2010年4月 |
| IS 12248:1988 | 食品、医薬品及び飲料水に接触する安全使用のための6ナイロンの構成成分のポジティブリスト | 2010年4月 |
| IS 12252:1987 | 食品、医薬品及び飲料水に接触する安全使用のためのPET及びPBT | 2010年4月 |
| IS 13449:1992 | 食品、医薬品及び飲料水に接触するEVAコポリマーの構成成分のポジティブリスト | 2013年8月 |
| IS 13576:1992 | 食品、医薬品及び飲料水に接触する安全使用のためのEMAAコポリマー及びターポリマー | 2013年8月 |
| IS 13577:1992 | 食品、医薬品及び飲料水に接触するEMAAコポリマー及びターポリマーの構成成分のポジティブリスト | 2013年8月 |

インド食品衛生規制標準

• プラスチック

| IS標準 | 標準 | 改正／再決定 |
|---------------|---|---------|
| IS 13601:1993 | 食品、医薬品及び飲料水に接触する安全使用のためのEVAコポリマー | 2010年4月 |
| IS 14971:2001 | 食品、医薬品及び飲料水に接触する安全使用のためのPC樹脂 | 2011年1月 |
| IS 14972:2001 | 食品、医薬品及び飲料水に接触するPC樹脂の構成成分のポジティブリスト | 2011年1月 |
| IS 14996:2001 | 食品、医薬品及び飲料水に接触する変性PPOの構成成分のポジティブリスト | 2011年1月 |
| IS 14997:2001 | 食品、医薬品及び飲料水に接触する安全使用のための変性PPO | 2011年1月 |
| IS 14998:2001 | 食品、医薬品及び飲料水に接触するメラミン-ホルムアルデヒド樹脂の構成成分のポジティブリスト | 2011年1月 |
| IS 14999:2001 | 食品、医薬品及び飲料水に接触する安全使用のためのメラミン-ホルムアルデヒド成形材料 | 2011年1月 |

<https://www.bis.gov.in/?lang=en>

インド食品衛生規制標準

• 紙・板紙

| IS標準 | 標準 | 改正／再決定 |
|---------------|-------------------------------------|---------|
| IS 2991:1988 | ワックス処理紙の基材の紙 | 2008年2月 |
| IS 3263:1981 | 砂糖菓子用ワックス処理紙 | 2006年2月 |
| IS 3962:1967 | 一般包装用ワックス処理紙 | 2004年4月 |
| IS 4261:2001 | 紙及びパルプベースの包装材料に係る用語集 | 2011年1月 |
| IS 6622:1972 | 光沢処理紙 | 2008年1月 |
| IS 7162:1973 | 包装済アイスクリーム用ワックス処理紙 | 1993年 |
| IS 7186:1973 | 紙及び可撓性包装材料に係る用語集 | |
| IS 9313:1979 | 加工食品を充填したガラスビン及びボトルの輸出包装材料用の波型の板紙の箱 | |
| IS 9988:1981 | パン及びビスケット用ワックス処理紙 | |
| IS 11844:1987 | リンゴの輸出包装材料用の波型の板紙の箱 | |
| IS 12212:1987 | 最初にカートンで包装したバターの輸出包装材料用の波型の板紙の箱 | |

インド食品衛生規制標準

・ その他

| IS標準 | 標準 | 改正／再決定 |
|---------------|--|-----------|
| IS 15495:2004 | 包装材料用印刷インキー実施規則 | |
| IS 3603:1988 | シームレスアルミニウムボトル (第1版) | |
| IS 8221:1976 | 包装材料における金属及び金属構成物の腐食防止のための実施規則 | 1990年 |
| IS 8970:1991 | 包装材料へのアルミニウムホイルラミネート (第1版) | |
| IS 8971:1978 | 一般包装用紙アルミニウムホイルラミネート | 1989年、未発効 |
| IS 9991:1981 | コンデンスマルク缶 | 1992年 |
| IS 10339:1988 | 食品油缶 | 1994年 |
| IS 1382:1999 | ガラス製牛乳瓶 | |
| IS 6654:1992 | ガラス製容器：用語集 (第2版) | 1998年 |
| IS 10106:1990 | (第1部／第1節) 包装材料規則 第1部 製品包装材料 第1節 食品及び腐りやすいもの：牛乳及び乳製品、果実及び野菜、肉、魚及び鶏肉、ベーカリー及び砂糖菓子製品、プロテンリッチ食品、食用スター、油脂及び脂肪、食用豆、砂糖及び蜂蜜、疑似食品、Copyright Japan Chemical Inspection Institute, All rights reserved. 食品飲料、食品添加物、and パイス及びからしなど。 | |

インドの環境規制

インド環境規制

インドのプラスチック廃棄物管理規則はつぎの経緯を辿っている。

| 規則 | 公布日 |
|-------------------------|-------------|
| プラスチック廃棄物管理規則2016 | 2016年3月21日 |
| プラスチック廃棄物管理（改正）規則2018 | 2018年3月31日 |
| プラスチック廃棄物管理（改正）規則2021 | 2021年8月12日 |
| プラスチック廃棄物管理（二次改正）規則2021 | 2021年9月17日 |
| プラスチック廃棄物管理（改正）規則2022 | 2022年2月17日 |
| プラスチック廃棄物管理（二次改正）規則2022 | 2022年7月7日 |
| プラスチック廃棄物管理（改正）規則2023 | 2023年4月27日 |
| プラスチック廃棄物管理（二次改正）規則2023 | 2023年10月30日 |
| プラスチック廃棄物管理（改正）規則2024 | 2024年3月14日 |

インド環境規制

この中で、2022年2月17日公布されたプラスチック廃棄物管理(改正)規則2022において、拡大生産者責任(EPR)制度が導入され、EPR制度の下、リサイクルに係る多くのターゲットが設定された。これらの中には、EUの包装及び包装廃棄物規則(PPWR)と内容的に近いものがある。

プラスチック包装廃棄物のリサイクルの最低レベル(%)

| プラスチック包装カテゴリ | 2024～ 2025 | 2025～ 2026 | 2026～ 2027 | 2027～ 2028 それ以降 |
|-------------------|---------------|---------------|---------------|--------------------|
| カテゴリI (硬質プラ) | 50 | 60 | 70 | 80 |
| カテゴリII (多層プラ) | 30 | 40 | 50 | 60 |
| カテゴリIII (多材料多層プラ) | 30 | 40 | 50 | 60 |
| カテゴリIV (生分解性プラ) | 50 | 60 | 70 | 80 |

<https://moef.gov.in/wp-content/uploads/2022/02/Plastic-Waste-Management-Amendment-Rules-2022-1.pdf>

オーストラリア・ニュージランド

オーストラリア・ニュージーランド の食品衛生規制

オーストラリア・ニュージーランドの規制のポイントは、オーストラリア標準AS 2070-1999の遵守にある。

この標準は欧米の規制を参照している。従って...

欧米の制度に準拠していれば、オーストラリア・ニュージーランド
に輸出できる!!

オーストラリア標準AS 2070-1999①

1 適用範囲

この標準は、食品接触用プラスチック製品のコーティング及び印刷、並びにその後の使用における各段階において使用する材料及び手順を規定する。これには、包装、家庭用容器、包装材、器具、又は食品接触用途を意図するその他のプラスチック製品が含まれる。

2 参照文書

この標準では、以下の文書を参照する：

AS 1886 プラスチック関連用語集オーストラリア・ニュージーランド食品規格

米国食品医薬品局(FDA) 21 CFR Parts 170±199:米国連邦規則集

EC欧州委員会指令・規則

欧州評議会決議AP(89)1 食品と接触するプラスチック材料における着色料の使用に関する決議

オーストラリア標準AS 2070-1999②

3 定義 この標準においては、AS 1886に定められた定義及び以下の定義が適用される。

3.1 権限委譲者 - 当該製造業者の上級経営陣から、本標準の要求事項への適合を確保するために十分な責任と権限を正式に委任された者。

3.2 製造業者 - 食品接触用プラスチック製品の製造に必要な工程を実施する組織。

3.3 再加工材料 - 再加工を目的としたプラスチック材料。

4 新規プラスチック材料及び再加工材料に関する一般要求事項

4.1 新規材料

4.1.1 新規プラスチック材料 食品接触用プラスチック製品の製造に使用される新規プラスチック材料は、次のいずれかの要件を満たさなければならない：

(a) 連邦規則集 21CFR Parts 170～199 に規定されている米国食品医薬品局(FDA)の関連規制、及びその後の修正又は改訂。

(b) 食品と接触することを意図した材料及び成形品に関する欧州委員会の関連指令・規則。これには、欧州委員会指令・規則並びにそれらのその後の修正又は改訂に規定されている。更に、食品接触用のプラスチック材料の使用は、ANZFAが策定したオーストラリア・ニュージーランド食品標準コードに規定されている関連要件に従わなければならない。

オーストラリア標準AS 2070-1999③

4.1.2 着色料 食品接触用プラスチック材料に使用する着色料は、欧州評議会決議AP(89)1「食品接触用プラスチック材料における着色料の使用に関する決議」及びその後の修正又は改訂に適合しなければならない。

4.2 再加工材料

4.2.1 原料 食品接触用プラスチック製品の製造に使用する再加工材料は、使用又は印刷されていないプラスチック製品から製造され、かつ、4.1.1項及び4.1.2項に規定するプラスチック材料を用いて本規格に準拠して製造されたものでなければならない。使用済み再加工材料は、食品と直接接触する用途には使用してはならない。

4.2.2 工場内リサイクル 製造業者は、自社工場内で発生した再加工材料を使用することができる。ただし、リサイクル後の当該材料が4.2.1項に適合していることが条件となる。

4.2.3 契約リサイクル 製造業者は、自社工場以外で加工された再生材料を使用することができる。ただし、元の材料のみを加工し、返却するものとする。当該材料は、他の供給源からのプラスチック材料によって汚染されてはならない。

製造業者は、当該再生材料が本条項及び4.2.1条項に適合することを保証するものとする。

オーストラリア標準AS 2070-1999④

5 新規プラスチック材料の識別及び受入

5.1 識別 製造業者は、新規プラスチック材料が適切なグレードであり、食品接触用途として正しくラベル表示されていることを確認するものとする。

5.2 受入 5.1条項に従って識別されたプラスチック材料は、清潔で密閉された元の容器に入った状態でのみ受入されるものとする。

注記:この要件は、タンカー又はその他のバルク配送手段の使用を禁止するものではない。

6 再加工材料の識別と受入

6.1 識別 製造業者は、再加工材料が適切なグレードであり、明確かつ正確にラベル表示していることを保証しなければならない。

6.2 受入 6.1項に規定されているように識別された再加工材料は、製造業者が密閉容器に入れられた状態でのみ受け入れなければならない。製造業者は、当該再加工材料の履歴の詳細を含む適切な記録のコピーが、権限のある者によって保管されていることを保証する必要がある。

オーストラリア標準AS 2070-1999⑤

7 再加工材料の選択

食品接触プラスチック製品の製造において使用する再加工材料は、権限のある者によつて選択されなければならない。4.2項に適合する再加工材料のみを選択すべきである。

8 保管と管理

8.1 保管 食品接触用途を意図したプラスチック材料及び再加工材料は、適切に識別された密閉容器に入れ、他の材料とは別に保管しなければならない。

8.2 管理 権限のある者は、プラスチック材料及び再加工材料の工程又は製造区域への出庫を監督及び管理し、トレーサビリティを確保するため、当該材料の出庫に関する適切な記録を保持しなければならない。

9 加工助剤、添加剤及び着色剤

9.1 加工助剤及び添加剤 食品接触用プラスチック材料の製造に使用される加工助剤及び添加剤の後添加は、4.1.1項の要求事項を満たさなければならない。

9.2 着色剤 着色剤は、4.1.2項の要求事項に適合しなければならない。

オーストラリア標準AS 2070-1999⑥

9.3 記録 製造の全段階で使用される添加剤及び着色剤の量の記録は、トレーサビリティを確保するため、権限のある者によって保持されなければならない。

10 印刷インキ及びコーティング剤

10.1 印刷インキ 印刷インキは、通常食品と接触するプラスチック製品のいかなる部分にも塗布してはならない。このような接触が避けられない場合、印刷インクはオーストラリア・ニュージーランド食品標準の要件を満たす必要がある。

10.2 コーティング材料 コーティング材料は、第4.1.1項に従って米国食品医薬品局(FDA)又は欧州連合指令の関連規制に適合するか、又は食品への使用についてANZFAの承認を受けなければならない。

11 多層製品の製造

多層製品の製造に使用される全ての材料(プラスチック又はその他の材料)は、該当する場合、第4.1項に適合しなければならない。

オーストラリア標準AS 2070-1999⑦

12 工場衛生 適切な衛生基準を常に維持し、工場の作業員および倉庫作業員は適切な衛生慣行について訓練を受けなければならない。注記：プラスチック製の食品接触製品は、通常、使用前に滅菌されない。

13 製造要件

13.1 設備の分離及び識別 プラスチック材料、再加工材料、添加剤、及び加工助剤を保管、移送、及び混合するために使用する設備は、他の設備から分離し、適切なラベルによって識別しなければならない。

13.2 設備の清浄度 プラスチック材料、再加工材料、添加剤、加工助剤を保管、移送、混合、その他の加工処理する設備は、使用前に適切に洗浄しなければならない。

13.3 圧縮空気 食品接触用プラスチック製品の製造中に接触する圧縮空気又はその他のガスは、汚染されてはならない。

13.4 機械のページ 生産開始前に、使用する機械は食品接触グレードのプラスチック材料で適切にページしなければならない。機械のページに使用した材料は、その後の食品接触用途には使用してはならない。

オーストラリア標準AS 2070-1999⑧

13.5 検査 権限のある者は、指定されたプラスチック材料、再生材料、添加剤、加工助剤のみが使用され、その他の汚染物質が存在しないことを確認しなければならない。

14 完成品の包装 食品接触用プラスチック製品は、保管中に汚染されないような方法で包装しなければならない。

15 完成品の保管 食品接触用プラスチック製品は、あらゆる汚染源から遠ざけて保管しなければならない。汚染源としては、粉塵、雨水、動物、昆虫、廃棄食品などが挙げられる。

16 プラスチック製品の識別 本規格に従って製造されたプラスチック製品の製造業者は、当該製品が食品接触用途に適していることを識別できるようにしなければならない。

オリジナルのAS 2070-1999に記載されている「欧州委員会指令」をその後の改正経緯を踏まえ、「欧州委員会指令・規則」と記載した。

https://pp-discord.osr-plastic.org/pp-discord-backups/2023/12/html/Regions%20-%20oceania/Food_Safety-AA6D0.pdf

オーストラリア/NZ食品接触材料規制案

- オーストラリア／NZのFSANZは、食品接触材料の規制見直しに係る提案P1034「包装材料から食品への化学物質の移行」において規制案を示し、8月5日を期限とする一般協議を始めた。ここでは両国の現状を踏まえ、事業者の経済負担が大きい食品接触材料の上市前認可やPL導入は行わず、ひと健康リスクが無視できない点に絞ってフォローするとともに、業界向けガイドライン策定を規制措置案の基本とした。
- 両国の業界は、オーストラリア基準AS 2070-1999に拠り既に自主的に欧米のPLを参照している。またこの資料には示されていないが、食料自給率が極めて高く(オーストラリア2011年カロリーベース205%、農水省DBより)海外輸入品に潜在する健康リスクは相対的に軽微と判断したと考えられる。

オーストラリア/NZ食品接触材料規制案

- 全体スケジュールは下記の通りであったが、2017年10月12日この提案は放棄された。

| 適用 | 時期 |
|------------------|-----------------------|
| 取組みスタート評価(開始時) | 2014年6月下旬 |
| 一般協議(アンケート協議) | 2014年11月上旬～12月中旬 |
| 評価の完了 | 2015年12月上旬 |
| 一般協議 | 2015年12月上中旬～2016年2月上旬 |
| 食品規制措置案策定(適宜) | 2016年6月中旬 |
| 一般協議 | 2016年6月下旬～8月下旬 |
| 審議会承認完了 | 2016年12月上旬 |
| フォーラム通知 | 2016年12月中旬 |
| レビューが不要のとき官報掲載予想 | 2017年2月下旬 |

オーストラリア・ニュージーランド の環境規制

オーストラリア環境規制

2021年3月4日オーストラリア政府は「国家プラスチック計画2021」を公表した。来年2022年に計画されたミッションとしてつぎが確認される：

- ・ 関連する堆肥化可能な基準(AS4736-2006、AS5810-2010及びEN13432)を満たさない添加剤による断片化可能な技術を含む堆肥化できないプラスチック包装製品(注:オキソ分解性プラスチック製品)をフェーズアウトする(2022年7月)。
- ・ ルーズな充填の及び成形された消費者向け包装材料(2022年7月)及び食品飲料容器(2022年12月)の発泡ポリスチレン(EPS)をフェーズアウトする。
- ・ PVC包装ラベルをフェーズアウトする(2022年12月)。

ニュージーランド環境規制

- 2020年8月12日ニュージーランドは、プラスチックの環境影響低減のため、8つの政策オプションを設定して評価し、このうちの1つの政策に絞り込み意見募集のベースとした。ここでは国際動向等を踏まえ特定材料のフェーズアウトを提案していた。意見募集の期限は11月4日とされたが、11月10日、新型コロナウイルス問題を背景に12月4日までの延長を公表した。11月20日WTO-TBT通報が行われた。
 - 政策の具体的目標は2つの段階で設定され、2022年10月1日施行された。
- 第1段階：2023年1月までに、つぎの用途を含め全てのPVC製食品及び飲料用包装材料を廃止し[肉のトレイ、ビスケットのトレイ、軟包装、ラップフィルム、スリーブ、他の硬質容器又は皿]、又つぎの用途含むいくつかのPS製食品及び飲料用包装材料を廃止する[発泡ポリスチレン製の容器(テイクアウト容器など)、発泡ポリスチレン及びポリスチレン製のカップ、肉のトレイ、寿司の包装材料、その他持ち帰り用容器、保護ケーシングに使用される硬質ポリスチレン(例：一部の菓子類)]
- 第2段階：2025年1月までに、つぎを含め残り全てのPS製食品及び飲料用包装材料などを廃止する[ヨーグルトその他冷蔵品のパック、発泡ポリスチレン製のビン、製品を含む全ての発泡ポリスチレン製の包装材料、家庭用品、エレクトロニクス用品、他の消費財]

ニュージーランド環境規制

- 2021年6月27日、NZはシングルユースプラスチック製品の段階的廃止計画を更新した。2020年11月20日WTO通報時の計画と比較して示す。

| 段階的に廃止予定の品目 (2021.6.27) | 段階的に廃止予定の品目 (2020.11.20) |
|---|---|
| <p>●2022年後半までに：</p> <p>ポリ塩化ビニル (PVC) 製の肉のトレイ ポリスチレン (PS) 製のティクアウト用食品及び飲料包装 発泡ポリスチレン (EPS) 製の食品及び飲料包装 分解性プラスチック製品 (例、オキソ及び光分解性) プラスチック製飲料スター プラスチック製の茎のある綿棒</p> <p>●2023年半ばまでに：</p> <p>プラスチック製農産物バッグ プラスチック製プレート、ボウル、カトラリー プラスチック製ストロー プラスチック製農産物ラベル</p> <p>●2025年半ばまでに：</p> <p>その他全てのPVC製食品及び飲料包装 その他全てのPS製食品及び飲料包装</p> | <p>●2023年1月までに：</p> <p>つぎの用途を含め全てのPVC製食品及び飲料用包装材料を廃止 [肉のトレイ、ビスケットのトレイ、軟包装、ラップフィルム、スリーブ、他の硬質容器又は皿] つぎの用途含むいくつかのポリスチレン製食品及び飲料用包装材料を廃止 [EPS容器 (ティクアウト容器など)、発泡ポリスチレン及びポリスチレンカップ、肉のトレイ、寿司の包装材料、その他持ち帰り用容器、保護ケーシングに使用される硬質ポリスチレン (例：一部の菓子類)]</p> <p>●2025年1月までに：</p> <p>つぎを含め残り全てのポリスチレン製食品及び飲料用包装材料などを廃止する [ヨーグルトその他冷蔵品のパック、発泡ポリスチレン製の貯蔵容器、製品を含む全ての発泡ポリスチレン製包装材料、家庭用品、エレクトロニクス用品、他の消費財]</p> |

参考資料

PL制度をもつアジア4ヶ国における法制度の比較

| | 中国 | インドネシア | ベトナム | インド |
|------------------|--|---|---|---|
| 規制レベル | 国 | 国 | 国 | 国 |
| 主要法制度 | 食品安全法と国家標準 (GB) | 食品法 | 食品安全衛生法と国家技術規則 (QCVN · TCVN) | 食品安全表銃砲 (FSSA) と国家標準 (IS) |
| 食品接触材料規制 | GB 9685-2016 など | 医薬品食品監督庁 2019年第20号規則 | QCVN12-1:2017/BYT TCVN6514-8:1999 AS2070-8:1992(E) | IS標準 包装材料規則2017 |
| 主に規制される食品接触材料 | プラスチック 紙及び板紙 ゴム 金属 ガラス セラミック 再生セルロース コーティング 接着剤 (案) 印刷インキ (案) | プラスチック 紙及び板紙 ゴム及びエラストマー 金属 ガラス セラミック コーティング | プラスチック ゴム 金属 | プラスチック 紙及び板紙 金属 ガラス 印刷インキ 金属 ガラス 顔料・色材 |
| 食品接触材料製造業者への法的責務 | QS・SC認証 適合宣言 | | 適合宣言 | |

PL制度をもつアジア4ヶ国における法制度の比較

| | 中国 | インドネシア | ベトナム | インド |
|--------------------|---|----------------|------------------|-------------------------------------|
| 企業の独占性、非独占性 | 非独占性 | 非独占性 | 非独占性 | 非独占性 |
| 規制される食品接触材料のロゴやラベル | 強制的、標準ロゴ・ラベル（スプーンと箸） | | 43/217/ND-CP | |
| プラスチックのポジティブリスト | ポリマー添加剤 SMLとSML(T) QM（一部） 純度基準と用途規格 親油性物質（一般）の移行：FRF,DRF,TRF 補正係数 | ポリマー添加剤 SML | ポリマー添加剤 添加量制限 | ポリマー添加剤 |
| 総移行量制限 | 10mg/dm ² （プラスチック、ゴム、紙・板紙・コーティング） 60mg/kg（乳幼児用食品接触材料） | | | 60mg/kg 或いは 10mg/dm ² |
| 規制の閾値(TOR) | | | | |

PL制度をもつアジア4ヶ国における法制度の比較

| | 中国 | インドネシア | ベトナム | インド |
|-------------------|---------------|---------------------|--------------|--------------------|
| 毒性学上懸念のない移行量制限 | 10μg/kg | | | |
| ファンクショナルバリヤーコンセプト | 採用 | | | |
| アクティブ・インテリジェント材料 | | | | |
| リサイクル品 | 認可せず | 認可 | | 認可せず |
| GMP | GB 31603-2015 | ASEAN ガイドライン | ASEAN ガイドライン | IS 10171-1999 |
| リスク評価機関 | CFSA(申請様式あり) | 加工食品監督庁 (申請様式あり) | 厚生省 | 食品安全標準局 (FSSAI) |
| リスク管理機関 | NHC | 加工食品監督庁 | 厚生省 | 食品安全標準局 (FSSAI) |

まとめ

- ・ASEANは一般的な食品接触材料ガイドラインを2件策定した。一方、具体的規制は各国ごとに制定されている。
- ・タイはNL制度を踏襲している。日本の告示第370号に合わせて2005年策定した規格基準は、2022年告示No.435により欧州法制度をベースにした内容に改正された。これにより輸出環境は大きく変わった。
- ・インドネシアはPL/NL制度を運用している。材料の規制範囲の広さは中国に匹敵する。また改正の動きも積極的である。

まとめ

- ・ベトナムはPL/NL制度を運用している。PLの材質はPE,PP,PS,AN,PVC,PVDCに限定している。
- ・その他のASEAN諸国は限定した規制を設けている。
- ・ASEAN諸国の環境規制はケースバイケースで策定されているが、その運用の実態は明らかではない。
- ・インドは多くのインド標準(IS)を制定し、PL/NL制度を運用している。但しPLの制定は1990年代を中心としており更新されていない。
- ・インドの環境規制の動きは積極的であり、リサイクル率のターゲット設定も確認される。

まとめ

- ・オーストラリア・ニュージーランドは固有の食品衛生規制の仕組みをもたず、欧米の食品接触材料規制参照して運用している。
- ・オーストラリア・ニュージーランドの環境規制は、欧州のシングルユース(SUP)指令を参照している。

問い合わせ

- この資料へのお問い合わせは、次にご連絡ください。

食品接触材料安全センターお問い合わせ

<https://www.jcii.or.jp/pages/98/>